

「茅ヶ崎市空家等対策計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和5年1月27日（金）～ 令和5年3月7日（火）

2 意見の件数 13件

3 意見提出者数 2人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	人	2人	人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	「茅ヶ崎市空家等対策計画」の目的と位置づけに関する意見	5件
2	「具体的な施策について」に関する意見	5件
3	パブリックコメント実施に関する意見	3件
		件
		件
		件
		件
		件
		件
		件
	合計	13件

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市 都市部 都市政策課 住宅政策担当
0467-82-1111（内線 2344）
e-mail:toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 「茅ヶ崎市空家等対策計画」の目的と位置づけに関する意見(5件)

(意見1)

茅ヶ崎は空き家率・空き家の推移等、減少傾向にあるようですが、今後空き家となる家の増加する要因も多々あります。案件のポイントにも記してありますよう総合的な空き家等対策をより一層推進することを期待します。

(市の考え方)

本市では空き家の急激な増加は見込まれないものの、持ち家率が高く高齢化も進む中で、今後も一定数の空き家の発生が予測されますため、空き家の「適正管理」や「利活用」に向けた取組を進めるとともに、地域や関係団体、民間企業との連携や、「特定空家等」に対する措置の強化など、総合的な空き家対策を推進してまいります。

(意見2)

案件のポイントで後段の「…総合的な空き家対策を…」とあるのを「…総合的な空き家等…」と等を入れた方が良いと思うが？

(意見3)

等の部分も非常に大切に思うし、その方が包含性もあると思う。

(意見4)

空家等の等も大切に思う。もっと十二分に説明し啓発して下さい。

(市の考え方)

本計画における「空き家」の表現方法につきましては、パブリックコメントの資料 P.1 下段囲みの中で用語の整理をしております。「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条各項に基づく「空家等」「特定空家等」はそのまま記載し、その他につきましては「空き家」として記載しております。

(意見5)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」は当…計画(素案)に添付できなかったでしょうか。

(市の考え方)

関係法令に関しましては、改正等もありますことから本計画には記載せず、ホームページから外部リンクにてご案内しております。

■「具体的な施策について」に関する意見(5件)

(意見6)

「住まいの相談窓口」や「空き家活用等マッチング制度」がある事は全く知らなかった。私が所有する家売るか貸すか迷った時、テレビで「移住・住みかえ推進機構」を知り、ここを通じて貸家としている。

タウンニュース紙や CHIGASAKI 誌を通じての周知がもっと必要と思う。
某銀行の調査では、神奈川県内の貸家数は全国でも低いそうだ。
空き家を防ぐ為、貸家を増やす努力が必要だ。

(市の考え方)

「住まいの相談窓口」や「空き家活用等マッチング制度」など、空き家の発生予防や、利活用に向けた取組につきましては、市広報紙やホームページ、Twitter 等の活用による周知や、専門家団体等と連携した相談会や講座の開催の検討など、様々な媒体や方法を組み合わせながら積極的に周知啓発を進めてまいります。

(意見7)

今、テレビ(TV)新聞等々で所有者の不適正な管理が問題となり報道されております。当市に於いても所有者への適正管理について周知啓発をはじめとし種々の対策をなお一層推進することを期待します。

(市の考え方)

空き家の適正管理につきましては、市広報紙やホームページ、Twitter 等の活用による周知や、納税通知書を活用した全住宅所有者への空き家の適切な管理のお願い、また、関係機関・関係団体と連携し、ニーズを捉えた「住まいの相談窓口」などによる相談体制の構築など、様々な対策を推進してまいります。

(意見8)

国のガイドラインに基づき改定とありますが、本計画と1本化とありますが異なる点(上回る含む)はあるのでしょうか？

(市の考え方)

国土交通省の「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)に沿って、パブリックコメントの資料 P.22 から P.27 の第5章(2)茅ヶ崎市特定空家等判定基準について改定しております。ガイドラインと異なる点はございません。

(意見9)

当事業をすすめるに当り諸手続きを済ませて経て実施するように書かれているが、所有者の権侵害にならぬよう実施して欲しい。

(意見10)

代執行も書かれているが空文にならぬよう適切に実施して欲しいです。

(市の考え方)

特定空家等に対する措置や対処につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第14条に基づき、パブリックコメントの資料 P.21 に記載する「(1)空家等作業フロー」に則り、しっかりと進めてまいります。

■パブリックコメントの実施に関する意見(3件)

(意見11)

①(1)コロナ禍が過ぎようとしています(5類になります)。当パブコメの説明会を実施して欲しかったです。(2)また当パブコメ含めパブコメの目的に沿って進めて欲しかったです。(3)その内容別紙のとおり

このことについて—パブリックコメントの実施について—R5年2月—

・パブリックコメントの全般についても言えると思いますが、特に1月下旬～3月上旬のパブリックコメントについて

・種々のパブリックコメントを実施することは良いことと思います。しかし

①パブリックコメント意見募集のPR(啓発)をもっと十二分にそして解りやすく、そして市民が応募しやすく実施して欲しいと思います。

(9)これまでもパブコメの応募少ないと思うパブコメの意味(目的)を失わないように実施して欲しい

(10)パブコメに必要な制度です改善・工夫し目的に添うよう実施願う

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

(意見12)

それは(1)市広報掲載場所(欄)が一定でなく見逃してしまうおそれがあります。

(2)記事(見出し含む)が自治推進課担当とあり内容を誤解したりし(分)解りづらい。

(3)提出期限が2月25日までもあり解りづらい。誤解してしまう

(4)1月号に掲載してもよいパブコメもあったのでは

(5)それ以上に市広報(ちがさき広報)に掲載されてないパブコメもあったと思う。それはどうPR(啓発したのですか。

(市の考え方)

茅ヶ崎市市民参加条例においてパブリックコメント手続は、計画等の案が具体的になった段

階で実施することを規定しています。この度、案件ごとに必要な手続、スケジュールを設定した結果、2月1日号への掲載といたしました。

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、全ての記事を大きく掲載することが出来ません。その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市政情報を皆様に認知していただけるよう工夫しております。

パブリックコメントの掲載については、広報紙上において、まずは実施中の案件を知っていただくため、案件をまとめて表記し、網羅的に確認できる形としています。今後につきましても、ご意見等も踏まえつつ、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

(意見13)

(6)市の広報掲載パブコメは12件ですがある市議通信(チラシ)は14件と記載(件名記載)また「現在多くのパブコメ(パブリックコメント)募集」と記もあります。またある●●は14件ある市議16件?とも言っていたどうなっているのですか

(7)また市議会で市議長に「こんなに短時間にこんなに多くの案件議論できないと発言(提言)があったとかどうなったのですか?

(8)このことは市民からも意見が出せない出しにくいことにもつながりパブコメの意味(目的)がなくなってしまうことにもつながると思う

(11)図書館(市)等パブコメ(素案)資料十分置いてなく不足資料あったとか

(12)パブコメ意見の回収漏もあったとか・・・以下省略

(市の考え方)

この度、各個別計画ごとに必要な手続、スケジュールを設定した結果、同時期に14件のパブリックコメント手続を実施することとなり、広報紙をはじめとした様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しました。

茅ヶ崎市市民参加条例におけるパブリックコメント手続とは、計画等の案が具体的になった段階で実施することが規定されており、月ごとの実施案件に制限を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

一方で、同時期に14件のパブリックコメント手続を実施することから、各計画の概要等を把握いただけるよう、公共施設等の提出意見の受付場所において閲覧用資料として各計画の一覧表を配架していることや、「茅ヶ崎市実施計画 2025」を含めた12件については、規定よりも10日間長く実施期間を設けることで、計画内容をご確認いただく時間や意見作成の時間を確保できるよう努めております。資料については、不足した際には補充をするなど多くの市民の皆さまにご意見をいただけるよう環境を整えております。

意見用紙の回収漏れに関しましては、今後このようなことがないように、パブリックコメント実施に係る意見用紙及び意見箱の取扱いに関する周知を行い、再発防止に努めております。